

## 第 3 部 津波災害応急対策



# 第1章 活動体制の確立

地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、村、県及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

## 第1節 応急活動体制の確立

本村において、地震・津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、村、県及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

### 第1 村の応急活動体制の確立

#### 1 災害状況等に応じた活動体制の確立

村の地域において地震による災害が発生した場合、県、防災関係機関、他の市町村等と連携・協力し、震災応急対策を実施するとともに、村及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調査を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、十島村災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は十島村災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請を行い、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、村が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

#### (1) 災害対策本部設置前の初動体制

##### ア 情報連絡体制の確立

村内で震度4が観測されたとき、又は津波注意報が発表されたときは、地震・津波に関する各種情報や被害状況等の情報を収集するため、総務課による情報連絡体制を確立する

##### イ 災害警戒本部の設置

(ア) 村内で震度5弱若しくは震度5強が観測されたときは、災害警戒本部を設置する。

- (イ) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総務課長を、副本部長は土木交通課長及び総務課政策推進室長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した課の職員をもって充てる。
  - (ウ) 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害対策本部を設置した時は、災害警戒本部を廃止する。
- (2) 村災害対策本部の設置（図1）
- ア 村災害対策本部の設置又は廃止
    - (ア) 村災害対策本部の設置（災害対策基本法第23条の2）

村長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

      - a 村に津波警報、大津波警報が発表されたとき。
      - b 村内で震度6弱以上が観測されたとき、又は震度5強以下の地震若しくは津波が発生し全地域にわたり大きな災害が発生し、若しくは発生するおそれのあると認められたとき。
      - c 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
    - (イ) 村災害対策本部の廃止

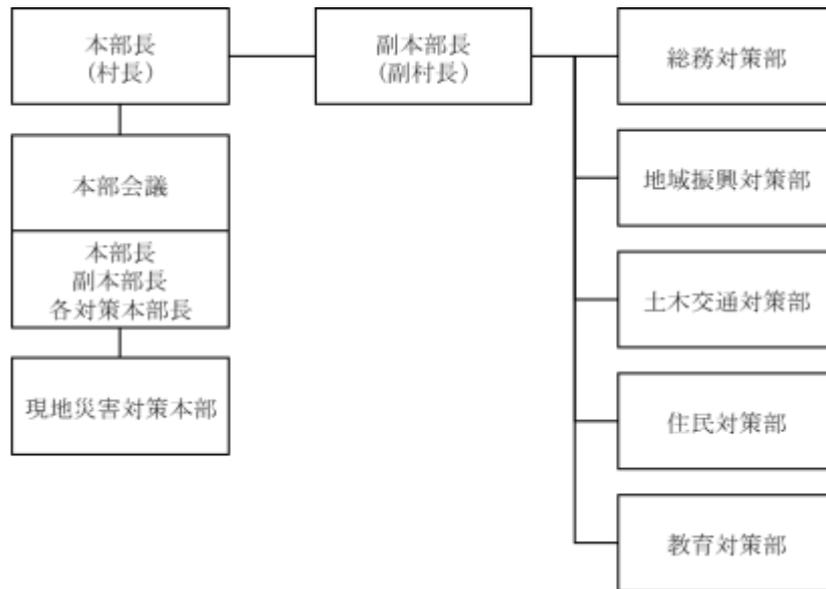
本部長は、村の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、村災害対策本部を廃止する。
    - (ウ) 村長は、災害対策本部長を設置し又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。
- (3) 現地災害対策本部の設置（図1）
- ア 現地災害対策本部の設置又は廃止
    - (ア) 現地災害対策本部の設置

村長は、次の基準により現地災害対策本部を設置することができる

      - a 村に津波警報、大津波警報が発表されたとき。
      - b 村内で震度6弱以上が観測されたとき、又は震度5強以下の地震若しくは津波が発生し全地域にわたり大きな災害が発生し、若しくは発生するおそれのあると認められたとき。
      - c 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
    - (イ) 現地災害対策本部の廃止

本部長は、村の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、現地災害対策本部を廃止する。

図1 村災害対策本部組織図



## 2 村災害対策本部の組織

### (1) 本部の組織

#### ア 本部の構成

(ア) 本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は村長を、副本部長は副村長をもって充てる。

なお、村長に事故や不測の事態があった場合は、副村長、総務課長及びあらかじめ指定された課長の順で村長に替わる意思決定を行う。

(イ) 本部に、対策部を置き、各対策部のもとに、各課の職員で構成される班を置く。（表1）

(ウ) 現地災害対策本部に本部長、副本部長を置き、本部長は村長が指名する職員または出張所長を、副本部長は出張所補助員及び自主防災組織の長をもって充てる。

#### イ 本部の設置場所

(ア) 本部は、原則として村災害対策本部（十島村役場3F）に設置する。なお、津波による本部の被災が予想される場合には、本部を安全な場所へ移動させる。

(イ) 現地災害対策本部は、原則としてあらかじめ指定された避難所に設置する。

#### ウ 本部会議

(ア) 本部に、本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成する。

(イ) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

- a 津波災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- b 国、県、村、その他防災機関との連絡調整に関すること。

- c 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- d 災害救助法の適用に関すること。
- e 国、県、他町村、その他防災機関への応援要請に関すること。
- f その他、重要事項に関すること。

表1 災害対策本部の対策部、班の所掌事務

対策部名	課名	所掌事務
各部共通事項		(1) 所管する施設及び分野の災害対策、応急対策に関すること。 (2) 所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめに関すること。 (3) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 (4) 本部長の指示による事務及び他部の応援に関すること。
	総務課 出納室、議会事務局 「総務室」 「政策推進室」 総務対策部 (総務課長)	

対策部名	課 名	所 掌 事 務
地域振興対策部 (地域振興課長)	地域振興課 「定住対策室」 「産業振興室」	(1) 商工水産関係の被害調査及び報告に関する事 (2) 中小企業に対する災害復旧に係る金融に関する事 (3) 漁業関係及び漁港施設の被害調査及び報告に関する事 (4) 漁業者に対する災害復旧に係る金融に関する事 (5) 労働対策及び職業安定所への連絡に関する事 (6) 農業・林業関係の被害調査及び報告に関する事 (7) 農家に対する災害復旧に係る金融に関する事 (8) 畜産物に関する事 (9) 林野火災に関する事 (10) 村営住宅の被害調査及び対策に関する事 (11) 応急仮設住宅の建設に関する事 (12) 災害住宅資金の融資に関する事 (13) 被災住宅の応急修理に関する事 (14) 村営住宅使用料の減免に関する事 (15) 村営住宅の特定入居及び目的外入居に関する事
土木交通対策部 (土木交通課長)	土木交通課 「地域整備室」 「航路対策室」	(1) 土木関係災害予防及び応急措置に関する事 (2) 土木関係の被害の調査及び報告に関する事 (3) 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関する事 (4) 緊急輸送道路の確保に関する事 (5) 救援物資等の輸送に関する事 (6) 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関する事 (7) 水防法に基づく諸対策に関する事 (8) 水位・流量その他の情報のに関する事 (9) 津波及び高潮対策に関する事 (10) 上水道施設の災害予防及び応急工事に関する事 (11) 上水道施設の被害調査及び報告に関する事 (12) 農林道関係災害予防及び応急措置に関する事

対策部名	課名	所掌事務
住民対策部 (住民課長)	住民課 「村民室」 「健康福祉室」	(1) 被災家屋等の調査、被災者台帳の作成及び被災証明の発行に関する事。 (2) 避難所の開設・運営に関する事。 (3) ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関する事。 (4) 仮設トイレの確保・設置に関する事。 (5) 災害時の防疫、清掃に関する事。 (6) 迷ペットの対応及びペットの処理に関する事。 (7) 流出油災害対策に関する事。 (8) 災害による村税の減免に関する事。 (9) 日本赤十字社との連絡に関する事。 (10) 義援金品に関する事。 (11) 炊き出しに関する事。 (12) 食品及び被服・寝具その他生活必需品の供給に関する事。【地域振興対策部と連携】 (13) 要配慮者の援護及び報告・取りまとめに関する事。 (14) 福祉避難所との連絡及び開設に関する事。 (15) 社会福祉施設の被害調査及び報告・取りまとめに関する事。 (16) 救護所の設置及び運営に関する事。 (17) ボランティアの受入れ配備に関する事。 (18) 食品及び被服・寝具その他生活必需品の給与に関する事。
教育対策部 (教育長)	教育総務課 「教育総務室」	(1) 避難所の開設の協力に関する事。【住民対策部と連携】 (2) 児童・生徒・教職員の安全対策に関する事。 (3) 応急教育に関する事。 (4) 授業に係る措置に関する事。 (5) 文化財の被害の調査及び報告に関する事。

現地災害対策本部の活動内容及び設置候補地

現地要員		役割	設置所候補地	
指名職員 又は 出張所長		○現地災害対策本部長 ○役場との情報連絡 ○島民・観光客等の把握 ○避難勧告等の呼びかけ	<b>【口之島】</b> ・口之島地区コミュニティセンター <b>【中之島】</b> ・中之島地区コミュニティセンター ・中之島小中学校 ・中之島東区住民生活センター ・中之島西区住民生活センター ・十島村総合開発センター <b>【諏訪之瀬島】</b> ・諏訪之瀬島小中学校 ・諏訪之瀬島住民センター ・諏訪之瀬島防災活動拠点施設 <b>【平島】</b> ・平島地区コミュニティセンター ・平島小中学校 <b>【悪石島】</b> ・悪石島地区コミュニティセンター ・悪石島小中学校 <b>【小宝島】</b> ・子宝島小中学校 ・子宝島住民センター ・子宝島防災活動拠点施設 <b>【宝島】</b> ・宝島小中学校 ・宝島避難施設	
消防団	分団長	○出張所長との情報連絡 ○防災会長との情報連絡 ○消防団員への指示		
	分団員	○避難勧告等の呼びかけ ○避難誘導 ○避難所の運営支援		
自主防災組織	防災会長 (自治会長) ※	○現地災害対策副本部長 ○避難所運営 (各班のとりまとめ)		
	各地区班長	○防災会長との情報連絡 ○班員の安全確認、避難誘導		
	観光客誘導班 (民宿など宿泊施設) ※班長は管理者	○出張所長との情報連絡 ○観光客等の安全確認、避難誘導		
	学校班	○児童・生徒の安全確認、避難誘導		
診療所	看護師	○避難所における避難者の救護 ○要配慮者等に対する救護／補助 ○自主防災会及び消防分団等との連携		
役場派遣職員※		○全般的な補佐		

※：中之島地区における防災会長は先任区長が行う。

※：役場からの派遣された職員等が在島している場合は、現地災害対策本部の活動に関して、全般的な補佐を実施する。

### 3 職員の配備基準

地震発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定められた基準により配備体制をとる。また、職員は日頃から参集・配備における基準を理解するとともに、緊急時の参集が迅速に対応できるよう努める。

#### (1) 職員の配備

村長は、次表の配備基準に基づき、災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

地震・津波発生時の参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	(1) 村内で震度4が観測されたとき (2) 村内に津波注意報が発表されたとき	(1) 総務課：1名以上 (2) 総務課長が必要と認める課、人数	地震や津波注意報発表時における注意喚起を行うため、県や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	村内で震度5弱又は震度5強が観測されたとき	(1) 総務課：1名以上 (2) 土木交通課：1名以上 (3) 本部長が必要と認める課、人数	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 (1) 村内に津波警報が発表されたとき (2) 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害対策本部長（以下「本部長」という）が必要と認めるとき	(1) 総務課：2名以上 (2) 土木交通課：2名以上 地域振興課：2名以上 住民課：2名以上 教育総務課：2名以上 (3) 本部長が必要と認める課、人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、村の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 (1) 村内で震度6弱以上が観測されたとき (2) 村内に大津波警報が発表されたとき (3) 村内で震度5強以下が観測されたとき若しくは津波が発生し、全地域にわたり大きな災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	(1) 総務課：3名以上 (2) 土木交通課：3名以上 地域振興課：3名以上 住民課：3名以上 教育総務課：1名以上 出納室：1名以上	
	第3配備 (1) 村内で震度6強以上が観測されたとき (2) 村内で震度6弱以下が観測されたとき若しくは津波が発生し、全地域にわたり甚大な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	各所属職員全員	

別記1：地域振興課・住民課・土木交通課・教育総務課

別記2：出納室・議会事務局

#### ア 動員の伝達方法

##### (ア) 総務課職員の動員配備

地震の発生とともに、テレビ、ラジオ、インターネット等の速報情報をもとに、総務課職員は参集する。

##### (イ) 各部職員の動員配備

総務課長は、各部主管課長に各部の職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各部主管課長は、各部の職員を動員する。

#### イ 自主参集

(ア) 配備要員に指定された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で速報される地震情報により一定の震度以上の地震の発生や津波警報の発表を覚知し、あるいは地震・津波に遭遇したときはまずは身の安全の確保を第一に行い、表4の参集・配備基準に照らして招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。ただし、参集が危険と判断した場合には無理な参集行動は実施しない。

##### (イ) その他の職員の自主参集

その他の職員にあつては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

ただし、参集・配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。ただし、参集が危険と判断した場合には無理な参集行動は実施しない。

なお、交通機関の普通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する関係機関等に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

## 第2 関係機関等の応急活動体制の確立

### 1 関係機関等の応急活動体制

#### (1) 防災関係機関の組織

防災関係機関は、津波の発生に際して、各々の防災業務計画等に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施する。

#### (2) 住民の役割

住民自身は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応を含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

#### (3) 各種団体・組織・個人の役割

物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、女性団体、ボ

ランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、津波発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織、消防団を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移をみながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立する。

## 2 関係機関等の動員配備体制

関係機関等は、津波や地震災害に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

## 第2節 情報伝達体制の確立

一般災害対策編第3部第1章第2節「情報伝達体制の確立」を準用する。

## 第3節 災害救助法の適用及び運用

一般災害対策編第3部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を準用する。

## 第4節 広域応援体制

一般災害対策編第3部第1章第4節「広域応援体制」を準用する。

## 第5節 自衛隊の災害派遣

一般災害対策編第3部第1章第5節「自衛隊の災害派遣」を準用する。

## 第6節 技術者・技能者及び労働者の確保

一般災害対策編第3部第1章第6節「技術者・技能者及び労働者の確保」を準用する。

## 第7節 ボランティアとの連携等

一般災害対策編第3部第1章第7節「ボランティアとの連携等」を準用する。

## 第8節 災害警備体制

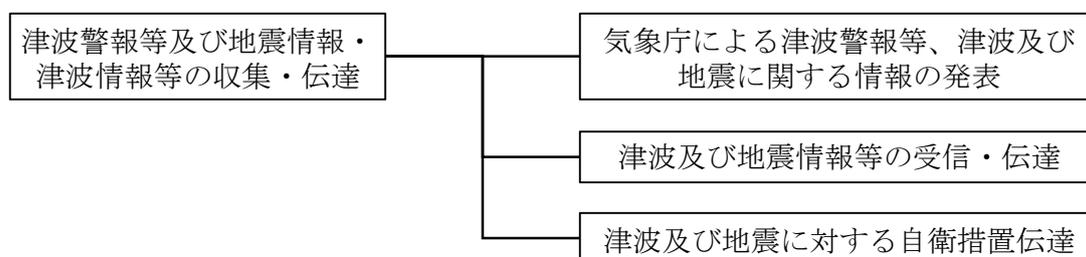
一般災害対策編第3部第1章第8節「災害警備体制」を準用する。

## 第2章 初動期の応急対策

津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。本章では、このような災害初動期の応急対策について定める。

### 第1節 津波警報等及び津波情報等の収集・伝達

津波発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、津波警報等及び津波情報等は基本的な情報である。このため、県、村及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達システムにより、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。



#### 第1 気象庁による津波予報等、津波及び地震に関する情報の発表

##### 1 津波及び地震に関する情報の発表

###### (1) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経路による村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

なお、震度6弱以上を予測した緊急地震速報(警報)は地震動特別警報に位置づけられる。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

###### (2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報を次表に示す。

地震情報の種類、発表基準、内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分：本村の地域名称は「鹿児島県十島村」と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない旨」を付加
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・津波警報及び注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ことに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 国内や国外への津波の影響に関しても記述して発表

(3) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合 にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (イ) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- (ウ) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(4) 津波警報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1)津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された

津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

最大波の観測値及び推定値の発表内容

(沿岸から 100 km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

最大波の観測値及び推定値の発表内容  
(沿岸から 100 km を超える沖合の観測点)

全国の警報等の 発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予 報区で大津波警報 または津波警報が 発表中	より沿岸に近い他の沖合の観 測点（沿岸から 100 km 以 内にある沖合の観測点）にお いて数値の発表基準に達した 場合	沖合での観測値を 数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を 「観測中」と発表
津波注意報のみ発 表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を 数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

(7) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- a 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくる可能性がある。
- b 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場合によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- a 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- a 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- b 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- a 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- b 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合がある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(5) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

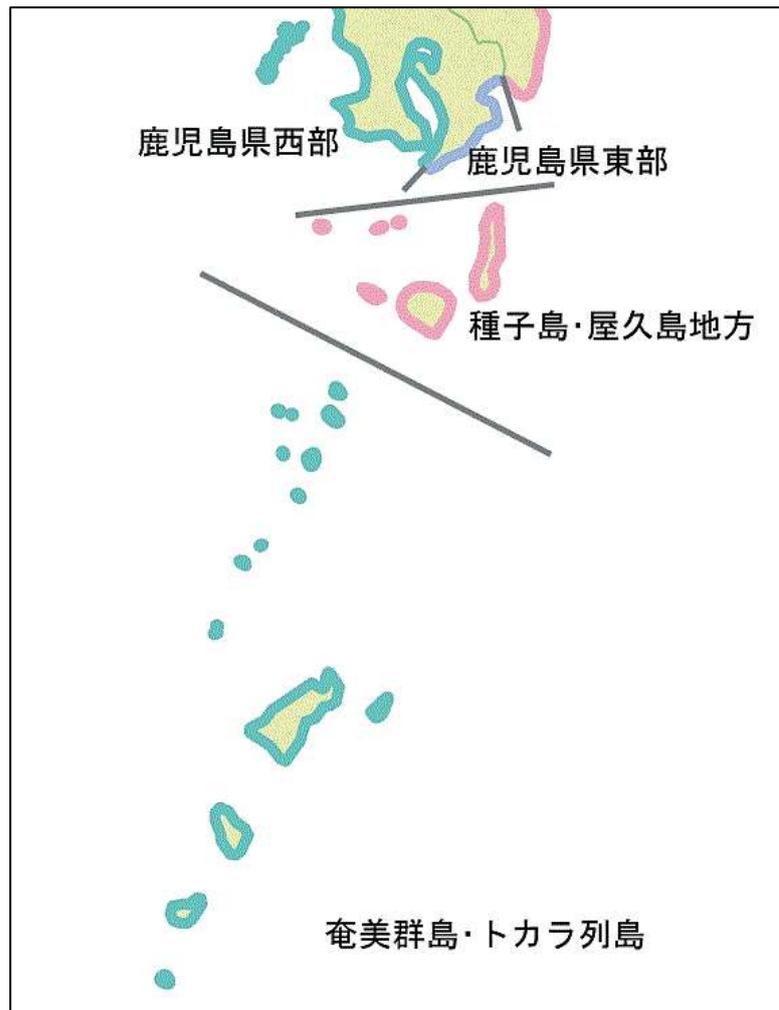
	情報の種類	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波の伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

鹿児島県沿岸の属する津波予報区

鹿児島県の沿岸は「鹿児島県東部」、「鹿児島県西部」、「種子島・屋久島地方」、「奄美群島・トカラ列島」の4つに分けられる。鹿児島県の津波予報区は下の表のとおりである。

津波予報区	鹿児島県東部	鹿児島県西部	種子島・屋久島地方	奄美群島・トカラ列島
区 域	鹿児島県(佐多岬南端以北の太平洋沿岸に限る。)	鹿児島県(佐多岬南端以北の太平洋沿岸、西之表市、奄美市、熊毛郡、大島郡、鹿児島郡の三島村及び十島村を除く。)	鹿児島県(西之表市、熊毛郡及び鹿児島郡三島村に限る。)	鹿児島県(奄美市、大島郡及び鹿児島郡十島村に限る。)
鹿児島県沿岸市町村	志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、南大隅町	鹿児島市、始良市、霧島市、垂水市、鹿屋市、南大隅町、指宿市、錦江町、南九州市、枕崎市、南さつま市、日置市、いちき串木野市、阿久根市、長島町、出水市、薩摩川内市	西之表市、中種子町、南種子町、三島村、屋久島町	奄美市、龍郷町、喜界町、大和村、宇検村、瀬戸内町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、十島村

鹿児島県の津波予報区地図



津波警報等の情報文例

【M8を越える巨大地震時の津波警報発表（第1報）時の情報文例】

【津波警報等の発表】

ツチツナミヨホリ9 カゴシマ

\*\*\*\*\*  
平成 年 月 日 時 分  
\*\*\*\*\*

鹿児島地方気象台

時 分に津波警報等（大津波警報・津波警報あるいは津波注意報）が発表されましたのでお知らせします。

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。  
当気象台管内に関係する予報区：

\$ 宮崎県	大津波警報
\$ 鹿児島県東部	大津波警報
\$ 種子島・屋久島地方	大津波警報
\$ 奄美群島・トカラ列島	大津波警報
有明・八代海	津波警報
熊本県天草灘沿岸	津波警報
鹿児島県西部	津波警報

発表された全文は次のとおりです。  
\*\*\*\*\*

大津波警報・津波警報・津波注意報  
平成 年 月 日 時 分 気象庁発表

\*\*\*\*\* 見出し\*\*\*\*\*

東日本大震災クラスの津波が来襲します。  
大津波警報・津波警報を発表しました。  
ただちに避難してください。

<大津波警報>  
伊豆・小笠原諸島、東海地方、近畿四国太平洋沿岸、関東地方、香川県、九州地方東部、薩南諸島、大東島地方

<津波警報>  
東北地方太平洋沿岸、大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、岡山県、広島県、愛媛県瀬戸内会沿岸、山口県瀬戸内海沿岸、九州地方西部、沖縄本島地方、宮古島・八重山地方

\*\*\*\*\*本文\*\*\*\*\*

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。  
大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです

<大津波警報>。  
\$ 千葉県九十九里・外房、\$ 千葉県内房、\$ \*伊豆諸島、\$ 小笠原諸島、\$ 相模湾・三浦半島、\$ 静岡県、\$ \*愛知県外海、\$ 伊勢・三河湾、\$ 三重県南部、\$ 淡路島南部、\$ \*和歌山県、\$ 徳島県、\$ 香川県、\$ 愛媛県宇和海沿岸、\$ \*高知県、\$ 大分県瀬戸内海沿岸、\$ 大分県豊後水道沿岸、\$ 宮崎県、\$ 鹿児島県東部、\$ 種子島・屋久島地方、\$ 奄美群島・トカラ列島、\$ 大東島地方

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。  
<津波警報>  
岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京湾内湾、大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、岡山県、広島県、愛媛県瀬戸内海沿岸、山口県瀬戸内海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、有明・八代海、長崎県西方、熊本県天草灘沿岸、鹿児島県西部、沖縄本島地方、宮古島・八重山地方

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。  
<津波注意>  
北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸中部、北海道太平洋沿岸西部、北海道太平洋沿岸北部、北海道日本海岸沿岸南部、青森県日本海沿岸、青森県太平洋沿岸、陸奥湾、山形県、新潟県上中下越、佐渡、富山県、石川県能登、石川県加賀、福井県、京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県出雲・石見、隠岐、山口県日本海沿岸、福岡県日本海沿岸、佐賀県北部、奄岐・対馬

以下の沿岸（上記の\* 印で示した沿岸）ではただちに津波が来襲すると予想されます  
伊豆諸島、静岡県、愛知県外海、和歌山県、高知県

\*\*\*\*\*解説\*\*\*\*\*

東日本大震災クラスの津波が来襲します。  
ただちに避難してください。

<大津波警報>  
大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。  
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。  
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波警報>  
津波による被害が発生します。  
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。  
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波注意報>  
海の中や海岸付近は危険です。  
海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。  
潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

<津波予報（若干の海面変動）>  
若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。

\*\*\*\*\*震源要素の速報\*\*\*\*\*  
[震源、規模]  
月 日 時 分頃地震がありました。  
震源地は、○○○○○○（北緯○○. ○度、東経○○○. ○度、○○の□□◇◇km付近）で、震源の深さは○○km、地震の規模（マグニチュード）は△△と推定されます。

注：巨大地震の場合に、地震の規模が不確定な段階で発表する津波警報文における震源要素欄では、地震の規模を「8を超える巨大地震」として発表します。

## 第2 津波警報等の受信・伝達

### 1 津波警報等の伝達系統

#### (1) 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は、津波警報等の基本的伝達系統図の津波警報等の伝達系統のとおり。

なお、津波や地震に関する情報についても、同伝達系統によるものとする。

### 2 津波警報等の受信・伝達

#### (1) 勤務時間外の津波や地震情報等の受信

非常勤職員は、本村に關係する気象庁発表の津波警報等や参集・配備基準に該当する地震情報を鹿児島県経由で受信した場合、直ちに総務課長にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

#### (2) 総務課長による津波や地震情報等の伝達

総務課長は、本村に關係する気象庁発表の津波警報等や参集・配備基準に該当する地震情報を鹿児島県経由で受信した場合、当該情報を関係連絡先に伝達するとともに、関係課長に対しても所要の伝達を行う。また、気象庁から伝達される津波警報等については、伝達の確実を期するため全文を、原文のとおり伝達する。

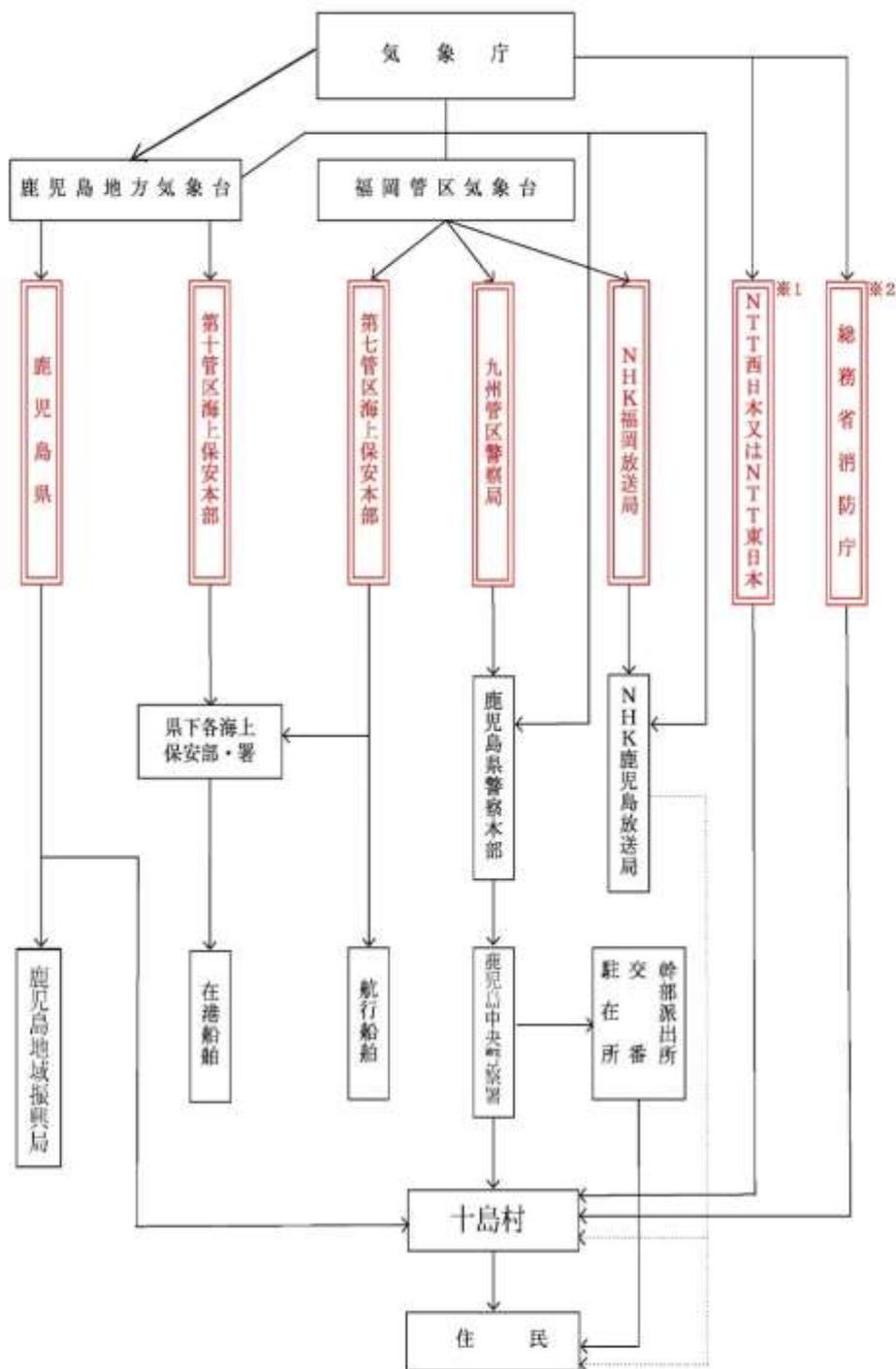
#### (3) 各課の反応

各課長は、前項による通報を受けたときは、必要に応じてその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係先へ所要の連絡を行う。

#### (4) 県外の津波情報等の把握(气象台への照会)

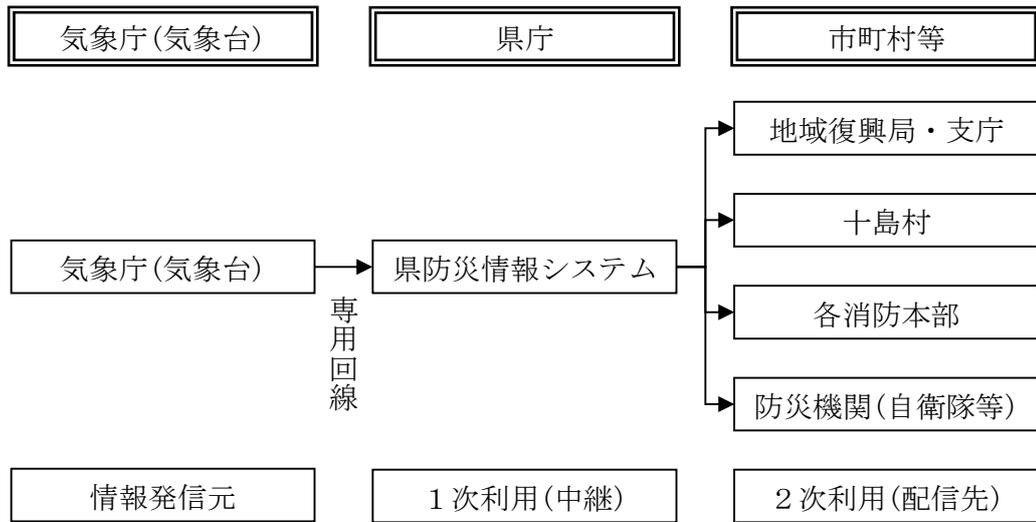
上記の発表情報だけでは得られない詳細な津波や地震の観測資料等のデータは、鹿児島地方气象台に直接照会を行い、FAXを通じて画像・文書情報として入手する。

津波警報等伝達系統図(十島村地域防災計画用)



- 1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 2 特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置が、それぞれ法律により義務付けられている。
- 3 ※1 気象資料伝送システム（オンライン） 特別警報・警報のみ伝達
- 4 ※2 気象資料伝送システム（オンライン）

気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統図



### 第3 津波等に対する自衛措置伝達

#### 1 津波への警戒、避難の勧告・指示

近海で地震が発生した場合は、津波警報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、以下のように対応する。また、津波地震や遠地津波に対する対応にも留意する。

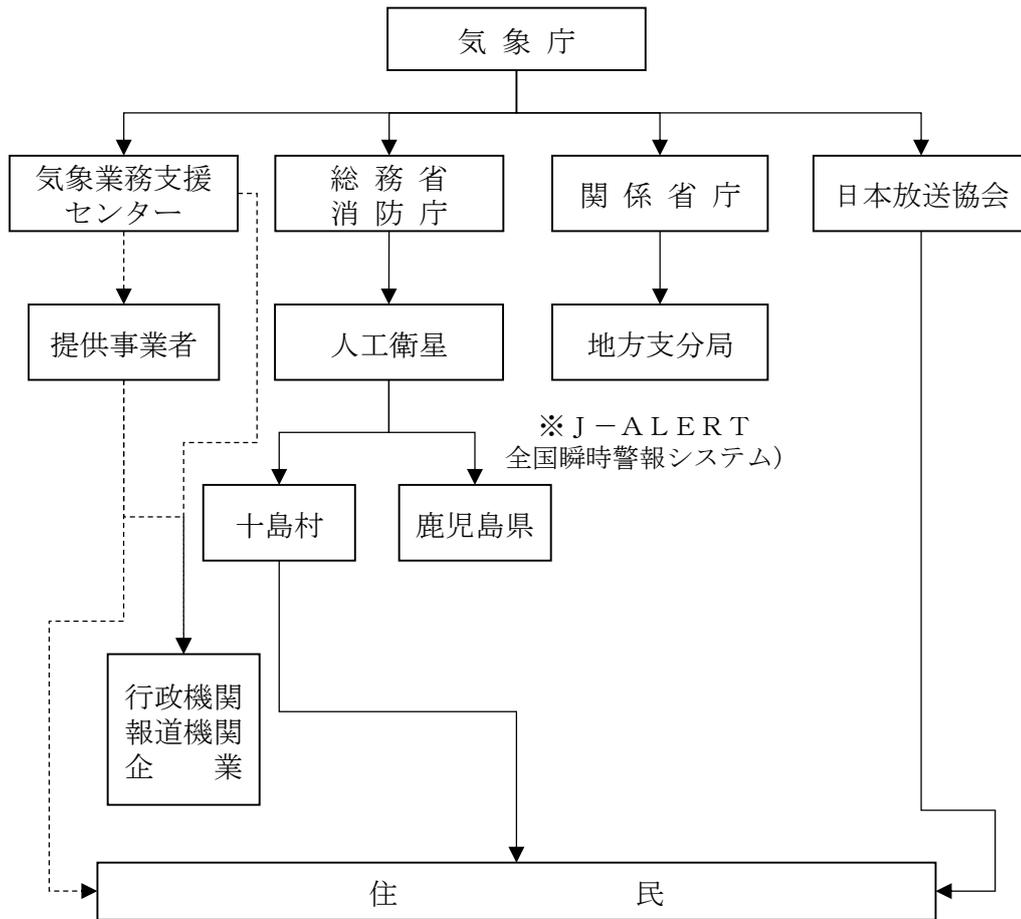
##### (1) 住民等の対応

津波危険予想地域の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

##### (2) 村の対応

村は、防災行政無線等を活用し、十島村漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を勧告・指示する。

緊急地震速報（警報）の伝達系統



津波に対する警戒呼びかけ、避難の勧告・指示の基準例

	基準	対応
津波に対する警戒及び海岸部への避難勧告	震度3（と思われる）の地震を感じたとき及び村内で震度3の地震を観測した場合。又は、津波注意報を入手したとき。	直ちに、海岸部に避難を勧告する（海岸避難勧告）。 また、その他の津波危険地域の住民等へ警戒を呼びかける。
津波危険地域に対する避難の勧告・指示	震度4以上（と思われる）の地震を感じたとき及び村内で震度4以上の地震を観測した場合。又は、弱い地震でも長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき、若しくは、津波警報を入手したとき。	津波危険地域の住民に直ちに高台等の安全な場所に避難するよう勧告・指示する（避難の勧告・指示）。

## 2 津波の監視警戒

揺れを感じた場合及び村内で基準とする震度を観測した場合には、村は、津波警報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、高台等安全な場所で潮位、波高を監視警戒するものとする。

特に、震度4以上と思われる揺れを感じた場合及び村内で震度4以上の地震を観測した場合は、以下の対応をとる。

### (1) 海面監視・警戒

気象官署からの津波警報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施するものとする。

なお、今後は安全性を確保するため計画的に潮位テレメータ監視装置の整備に努める。

### (2) 津波報道の聴取

地震を感じてから1時間以上、責任者を定め、NHKの放送を聴取する。

## 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

地震災害対策編第3部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を準用する。

## 第3節 広報

一般災害対策編第3部第2章第3節「広報」を準用する。

## 第4節 水防・土砂災害等の防止対策

一般災害対策編第3部第2章第4節「水防・土砂災害等の防止対策」を準用する。

## 第5節 消防活動

一般災害対策編第3部第2章第5節「消防活動」を準用する。

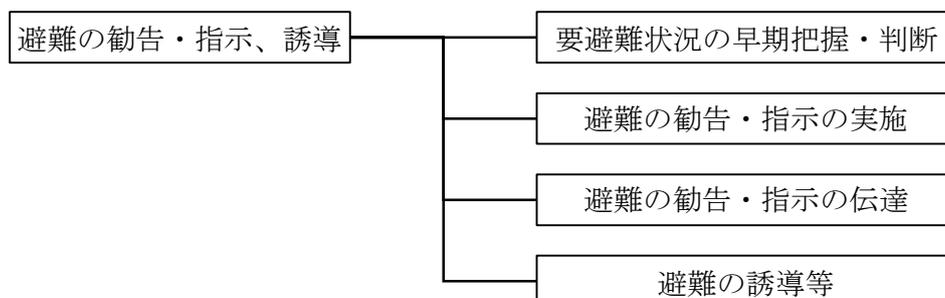
## 第6節 危険物の保安対策

一般災害対策編第3部第2章第6節「危険物の保安対策」を準用する。

## 第7節 避難の勧告・指示、誘導

津波や津波をもたらす地震の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。



### 第1 要避難状況の早期把握・判断

#### 1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを勧告し又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

#### 2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した津波の状況により大きく異なるため、村、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

##### (1) 津波からの避難の実施

鹿児島湾、奄美近海及び日向灘を震源とする地震のうち、後者の海溝型地震の場合、地震発生後数分以内に沿岸部に第一波が到達する地域も予想されるため、避難が緊急になされる必要がある。

したがって、地震とともに即時に沿岸地域の住民自身による避難活動が開始されることを前提に、村等は、避難勧告・指示の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し、住民の避難活動を補完する。

##### (2) 二次災害防止のための避難対策

鹿児島湾直下地震時は、地震火災からの避難が想定される。したがって、これらの地震時は、地震発生後の情報収集により判明した被災地域の被害実態に応じ、二次災害防止の観点から、避難の必要性を把握し、必要な対策を講ずる。

## 第2 避難の勧告・指示の実施

### 1 避難の勧告・指示の基準と区分

- (1) 津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難勧告等の発令の遅れにつながる危険があるため、強い地震（震度4程度以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合又は津波警報を覚知した場合、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。
- (2) 避難勧告  
津波警報が発表されたとき、危険が予想され避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。
- (3) 避難指示(緊急)  
大津波警報が発表されたとき、著しく危険が切迫していると認められるときは、すみやかに近くの安全な場所に避難させる。
- (4) 警戒区域の設定  
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (5) 津波に対する警戒呼びかけ、避難の勧告・指示の基準例（再掲）

	基準	対応
津波に対する警戒及び海岸部への避難勧告	震度3（と思われる）の地震を感じたとき及び村内で震度3の地震を観測した場合。又は、津波注意報を入手したとき。	直ちに、海岸部に避難を勧告する（海岸避難勧告）。 また、その他の津波危険地域の住民等へ警戒を呼びかける。
津波危険地域に対する避難の勧告・指示	震度4以上（と思われる）の地震を感じたとき及び村内で震度4以上の地震を観測した場合。又は、弱い地震でも長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき、若しくは、津波警報を入手したとき。	津波危険地域の住民に直ちに高台等の安全な場所に避難するよう勧告・指示する（避難の勧告・指示）。

### 2 村の実施する避難措置

#### (1) 避難者に周知すべき事項

村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示又は勧告を行う場合は、

状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置
- オ その他

(2) 避難対策の通報・報告

- ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- イ 避難措置を実施したときは、すみやかにその内容を総務課（災害対策本部設置時は総務対策部）に報告しなければならない。
- ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
- エ 村は、避難措置の実施に関し次の事項を定めておく。
  - (ア) 避難措置に関する関係機関の連絡方法
  - (イ) 避難措置を実施する区域別責任者（村職員等の氏名）
  - (ウ) 避難の伝達方法
  - (エ) 各地域毎の避難場所および避難方法
  - (オ) その他の避難措置上必要な事項

3 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

(1) 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示（災害対策基本法第61条）

警察官又は海上保安官は、村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合、当該指示をしたときは、直ちに村長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。

(2) 警察官による避難等の措置（警職法第4条による）

警察官は、前記1の避難の指示のほか、警職法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

(3) 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第2項）

警察官又は海上保安官は、村長若しくはその委任を受けて村長の職権を行う村の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。

#### (4) 自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、村長若しくはその委任を受けて村長の職権を行う村の吏員がその場にはいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限、禁止及び退去命令を行うことができる。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。

#### 4 学校・教育施設等における避難措置

村は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

##### (1) 在校時の村立学校の児童生徒の避難対策

###### ア 避難の指示等の徹底

- (ア) 教育長の避難の指示等は、村長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- (イ) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示(緊急)を行う。
- (ウ) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- (エ) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (オ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (カ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- (キ) 学校が村地域防災計画等に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (ク) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

###### イ 避難場所の確保

教育長は、村地域防災計画に登載された、災害種別、程度に応じた各学校毎の避難場所を選定し、避難させる。

##### (2) 在校時の村立学校の児童生徒の避難対策

###### ア 避難の指示等の徹底

- (ア) 学校の所在地の村長等の指示による避難の指示等に従う。
- (イ) 校長は、緊急を要する場合は、速やかに状況を判断し、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (ウ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (エ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒を安全な場所に避難させる。

- (オ) 学校が村地域防災計画等に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (カ) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

### 第3 避難の勧告・指示の伝達

#### 1 村長による避難の勧告・指示の伝達

##### (1) 避難計画にもとづく伝達

村長は、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

##### (2) 災害状況に応じた伝達

避難の勧告・指示(緊急)は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、当該村が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

ア 同報無線等無線施設及び戸別受信機を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレン及び鐘による伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ 緊急速報メール等

カ テレビ、ラジオ、インターネット(村ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア)、ワンセグ放送、電話、特使等の利用による伝達

##### (3) 伝達方法の工夫

村長は、伝達に当たっては、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

#### 2 村による避難の勧告・指示の伝達

総務対策部は、第3節「広報」に示す広報要領に準じ、放送機関に対する放送要請又は住民に対する災害広報用の「緊急情報提供システム」等の方法により、津波からの避難や火災等からの避難など、広域的、緊急な避難の勧告・指示を伝達する。

#### 3 関係機関等による避難の勧告・指示の伝達

警察官、海上保安官及び自衛官等による避難に際しては、各々の機関が有する伝達手段を効果的に活用するとともに、村の情報伝達手段による避難の広報活動と連携を図るものとする。

また、学校・教育施設等不特定多数の者が出入りする施設等の管理者は、各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

## 第4 避難の誘導等

### 1 地域における避難誘導等

#### (1) 避難誘導の実施

村は、状況により避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

##### ア 避難誘導體制

- (ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
- (イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群集が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

##### イ 避難経路

- (ア) 誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難所への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 津波時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、建物やブロック塀等の倒壊や地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

##### ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。
- (イ) 土砂災害や地震火災などの二次災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

##### エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種類、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

##### オ 危険防止措置

- (ア) 避難場所の開設にあたって、村長は、避難場所の管理者、応急危険度判定士等の専門技術者等の協力を得て、津波、余震等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

#### (2) その他避難誘導にあたっての留意事項

##### ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況によっては、村が車両、船艇等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、村において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 在校時の小中学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所(がけ崩れ、危険な橋、堤防)の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

## 第8節 救助・救急

一般災害対策編第3部第2章第8節「救助・救急」を準用する。

## 第9節 交通確保・規制

一般災害対策編第3部第2章第9節「交通確保・規制」を準用する。

## 第10節 緊急輸送

一般災害対策編第3部第2章第10節「緊急輸送」を準用する。

## 第11節 緊急医療

一般災害対策編第3部第2章第11節「緊急医療」を準用する。

## 第12節 要配慮者への緊急支援

一般災害対策編第3部第2章第12節「要配慮者への緊急支援」を準用する。

## 第3章 事態安定期の応急対策

地震・津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

### 第1節 避難所の運営

一般災害対策編 第3部 第3章 第1節「避難所の運営」を準用する。

### 第2節 食料の供給

一般災害対策編 第3部 第3章 第2節「食料の供給」を準用する。

### 第3節 給水

一般災害対策編 第3部 第3章 第3節「給水」を準用する。

### 第4節 生活必需品の給与

一般災害対策編 第3部 第3章 第4節「生活必需品の給与」を準用する。

### 第5節 保健対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第5節「保健対策」を準用する。

### 第6節 感染症予防対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第6節「感染症予防対策」を準用する。

### 第7節 動物保護対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第7節「動物保護対策」を準用する。

### 第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第8節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」を準用する。

## 第9節 行方不明者の捜索、遺体の処理等

一般災害対策編 第3部 第3章 第9節「行方不明者の捜索、遺体の処理等」を準用する。

## 第10節 住宅の供給確保

地震災害対策編 第3部 第3章 第10節「住宅の供給確保」を準用する。

## 第11節 文教対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第11節「文教対策」を準用する。

## 第12節 義援物資等の取扱い

一般災害対策編 第3部 第3章 第12節「義援物資等の取扱い」を準用する。

## 第13節 農林水産業災害の応急対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第13節「農林水産業災害の応急対策」を準用する。

## 第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設等は、複雑、高度化し、地震災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

### 第1節 電力施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第1節「電力施設の応急対策」を準用する。

### 第2節 液化石油ガス施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第2節「液化石油ガス施設の応急対策」を準用する。

### 第3節 上水道施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第3節「上水道施設の応急対策」を準用する。

### 第4節 電気通信施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第4節「電気通信施設の応急対策」を準用する。

### 第5節 道路等公共施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第5節「道路等公共施設の応急対策」を準用する。